

学校法人青雲学園 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年6月1日～令和10年5月31日までの5年間

2. 内容

目標1：育児・介護に関連した休業制度および勤務制度の充実を図る。また、制度の周知と相談窓口の強化により、制度を利用しやすい環境を整える。

<対策>

- 令和5年度～令和9年度の各年度
育児介護休業・短時間勤務制度等について、職員のニーズも踏まえつつ、適宜、制度充実のための検討を実施する。
検討結果に基づいて、必要な制度・規程の整備等を行う。
- 令和5年度～随時
仕事と育児の両立支援制度について、新任職員に対して制度の周知・情報提供を行い、制度を利用しやすい環境を整える。
- 令和5年度～
育児介護休業・短時間勤務制度等に関する問い合わせ先・相談窓口として、複数の担当事務職員（2名以上）を置き、職員が相談しやすい環境を整える。

目標2：年次有給休暇の取得について、全体の取得率が前年度を上回るように、また、取得率の低い職員においても、取得率が35%以上となるように、取得促進に努める。

（参考1：令和4年度取得率 全体61.3%）

（参考2：令和4年度における取得率35%未満の職員は全職員の26.3%）

<対策>

- 各年度の6月を目安に、①②の対策を実施する。また、当年度における取得促進を図るため、適宜③の対策を実施する。
 - ① 前年度における年次有給休暇の平均取得率と職員個々の取得率を算出し、それぞれ職員宛てに通知する。
 - ② 前年度の取得実績率が35%未満の職員に対して、取得率の向上を促す。
 - ③ 当年度途中における取得率が35%未満の職員に対して、適宜通知を行い、取得促進について働きかけを行う。